

公益社団法人計測自動制御学会
謝金規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2017年6月20日	制定	v1.0	理事会	新規制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下本会という）が行う事業に伴う各種謝金の支払いの基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、本会が主催する Annual Conference、社員総会、学術講演会、講習会等において行われる講演や実技指導などに対し支払われる金銭をいう。

(謝金の種類と金額)

第3条 謝金の種類と上限額は以下の通りとする。

対象	謝金上限額	備考
講演の講演者等	20,000 円/1回	源泉徴収税も謝金に含めることを原則とし、実際の謝金の支払いにあたっては、源泉徴収税率分の金額を差し引いた額を支給する。
講習会の講師等	10,000 円/1回	

講演・講習時間は1日1回2時間までを基本とする。

講演・講習会が複数日にまたがる場合は、日数分支給しても構わない。

2 前項にかかわらず、謝金受領対象者が謝金を辞退した場合、その意向を尊重する。

第4条 前条の上限額を超えて謝金を支払う場合、あらかじめ以下の承認を得るものとする。ただし、その最高額は10万円を超えないものとする。

- ① 総会特別講演 : 会長
- ② Annual Conference : 実行委員長
- ③ 部門主催の事業 : 部門長
- ④ 支部主催の事業 : 支部長
- ⑤ 委員会主催の事業 : 委員会委員長（理事）

2 10万円を超えて謝金を支払う場合、あらかじめ理事会の決議を得るものとする。

(旅費の支給)

第5条 謝金の支払いに伴って旅費等を支給する場合、別途定める旅費規程に準ずるものとする。

2 謝金の支払いに伴って旅費等を支給する場合、旅費等についても源泉徴収を行うものとする。なおこの場合の支給旅費は税別とする。

(その他)

第6条 この規程に定めのない謝金等については、財務委員会にて決定し、支給することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附則

1. 本規程は、2017年6月20日より施行する。

(解説)

2015年7月7日に受審した内閣府公益認定等委員会の立入検査において、特に学会の行う講演会などにおいて支給される講師謝金について、

①金額の基準を定めること

②10万円を超える謝金の支給については、厳格に行うこと

の指導があった。そこでこの規程では、

①旧社団法人時代に制定され準用されてきた謝金のガイドラインを基準に規程化し、

②それをを超える謝金の支払い決定権者を明らかにし、

③さらに10万円を超える謝金の支払いの決定権を理事会とする

事とした。